

(案)

## 大学院入学者選抜ワーキンググループ運営要領

令和6年 月 日  
大学院入学者選抜ワーキンググループ決定

大学院入学者選抜ワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

### 1 WGについて

- (1) WGに主査を置く。主査は大学入学者選抜協議会座長が指名する。
- (2) 主査は、WGの事務を掌理する。

### 2 WGの公開について

- (1) WGは、大学院入学者選抜の実施方法等について協議するものであり、各大学院入学者選抜の非公開の情報をもとに協議を行う場合もあることから、非公開で行うことを基本とする。ただし、大学院入学者選抜等に係る非公開の情報をもとにした協議を行わない場合その他協議に支障を生じることがないと主査が認める場合は、公開で行うことができるものとする。
- (2) 主査は、専ら特定の団体間で協議を行うことが適当であると認める事項があるときは、あらかじめ協議内容を示したうえで、該当する団体のみの出席によりWGを開催することができる。
- (3) 主査は、WGにおいて配付した資料を公開するものとする。ただし、主査は、資料に大学院入学者選抜等に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができます。
- (4) 主査は、WGの議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、主査は、議事録に大学院入学者選抜等に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

### 3 その他

この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGで決定する。